

答弁書第三八号

内閣参質一七七第三八号

平成二十三年二月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）は、情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とし、インターネット、刊行物、公開された場等から情報収集を行うものであるが、その情報収集の対象範囲についてお答えすることは、情報保全隊の具体的な情報関心を明らかにすることになり、情報保全隊による今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい

二について

御指摘の「佐藤または他の団体等が主催する複数の会合等」を具体的に特定できないため、情報保全隊の隊員が「それら会合に参加しているのか」について確認できない。なお、自衛隊情報保全隊本部から、佐藤正久参議院議員は情報収集の対象としていない旨の報告があったところである。

三について

お尋ねのような点については、これにお答えした場合、情報保全隊の具体的な情報関心を明らかにす

ることになり、情報保全隊による今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、対外的に明らかにしないことを基本としているが、自衛隊情報保全隊本部から、佐藤正久参議院議員及び宇都隆史参議院議員については、情報収集の対象としていない旨の報告があったところである。なお、両議員を情報保全隊が情報収集の対象としていないことについては、防衛省の政務三役が、諸事情を考慮し、個別に明らかにすることを判断したものである。

四について

平成二十三年一月二十六日の衆議院本会議における情報保全隊に関する小池百合子衆議院議員の質問は、情報保全隊の活動と思想及び信条の自由との関係についてのものであり、御指摘の菅内閣総理大臣の答弁は、適切なものであったと考えている。

また、情報保全隊は、関係法令の規定に従い、インターネット、刊行物、公開された場等からの情報収集を行っているところであり、お尋ねの「適切な方法」とは、このような情報収集の方法のことを指している。